

## 第6次東郷町総合計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、第6次東郷町総合計画策定支援業務を受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

第6次東郷町総合計画策定支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「第6次東郷町総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 策定期間

平成31（2019）年度から平成32（2020）年度まで

#### (4) 履行期間

契約締結の日から平成33（2021）年3月12日（金）まで

#### (5) 事業費

10,670千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

各年度の上限額 平成31（2019）年度 5,599千円

平成32（2020）年度 5,071千円

なお、上記金額には、消費税改定分を含むものとする。

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

### 4 参加資格

(1) 過去5年以内に地方公共団体の総合計画策定の受託実績を有すること。なお、計画策定支援全体の実績であり、アンケート調査、印刷製本など、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていない者

(4) 本町に入札参加資格の認定をされている者

(5) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）による入札参加除外措置を受けていない者

- (6) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていない者
- (7) 本業務を統括する担当責任者は、(1)における策定経験を有すること。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

## 5 申込方法及びスケジュール

| 項目                  | 日程等                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 実施要領の公表             | 平成31（2019）年4月12日（金）から<br>・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。                         |
| 質問の受付               | 平成31（2019）年4月18日（木）午後5時まで<br>・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。                 |
| 質問の回答               | 平成31（2019）年4月23日（火）までに町HPで公表                                              |
| 参加表明書等の提出           | 平成31（2019）年4月26日（金）午後5時まで<br>・東郷町役場3階企画情報課に提出すること。<br>・郵送の場合は、上記までに必着のこと。 |
| 企画提案書等の提出           | 平成31（2019）年5月10日（金）午後5時まで<br>・東郷町役場3階企画情報課に提出すること。<br>・郵送の場合は、上記までに必着のこと。 |
| 書類審査（1次審査）          | 平成31（2019）年5月17日（金）まで<br>・2次審査を実施する提案者を選定する。<br>・選定結果は、各提案者に通知する。         |
| プレゼンテーション<br>（2次審査） | 平成31（2019）年5月24日（金）予定<br>・プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、1次審査の結果と併せて各提案者に通知する。       |

## 6 書類の提出

### (1) 提案参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を各1部作成し、期限内に東郷町役場3階企画情報課に提出すること。

- ア 提案参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（任意様式）
- ウ 類似業務実績調書（任意様式）

### (2) 企画提案書等

企画提案については、以下の書類をア及びイは正本１部、副本６部（コピー可）の計７部、ウは正本１部を作成し、期限内に東郷町役場３階企画情報課に提出すること。応募書類については、正本はアからウ、副本はア及びイを一式として１部ずつクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

ア 企画提案申請書（様式２）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 受託金額見積書（任意様式）

※受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

(3) 提案書に記載する主な提案項目

ア 本業務を受注した際の計画策定支援体制

イ 計画策定の全体スケジュール

ウ 本町の地域特性や課題に対する基本認識

エ 総合計画のあり方・構成

（平成３０年度に実施した住民意向調査の具体的な活用方法を含む。）

オ 多くの町民が計画づくりに参画するための手法

カ 各種作業過程の会議・イベント及び総合計画審議会への効果的な運営支援

７ 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において行うものとする。

(1) 評価項目

| No. | 評価項目 | 主な内容                                                                   | 配 点  |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------|------|
| 1   | 業務実績 | 実績豊富な事業者か<br>総合計画に対する認識や業務意欲                                           | 10点  |
| 2   | 実施方針 | スケジュールの妥当性<br>総合計画の在り方、構成について                                          | 10点  |
| 3   | 実施体制 | 担当者の人数や経歴<br>各種会議等へ支援体制                                                | 10点  |
| 4   | 提案内容 | 現状認識や課題設定の検討・提案について<br>町民参加、職員参加の手法と運営支援について<br>独自の提案・工夫<br>資料のわかりやすさ等 | 65点  |
| 5   | 見積金額 | 価格の妥当性                                                                 | 5点   |
| 合 計 |      |                                                                        | 100点 |

(2) 1次審査（書類審査）

1次審査として、提出書類で選考を行う。選定委員会で審議し、2次審査の参加者（最大5者）を決定する。

(3) 2次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

提案事業者が1者のみの場合においては、2次審査は実施せず、選定委員会における1次審査（書類審査）のみで選定を行うものとする。

ア 開催日

平成31（2019）年5月24日（金）

イ 開催場所

東郷町役場内（愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地）

(4) 審査結果

ア 選定委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者とし、次点の者を第2位の優先交渉権者とする。

イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。

エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。

カ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては受付けない。

(5) 業者決定及び委託契約の締結

平成31年（2019）年6月初旬

8 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。

(3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった優先交渉権者と協議を行う。

9 失格要件

(1) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合

- (3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

## 10 その他

- (1) プロポーザルに参加するために係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で可以使用することとする。
- (4) 本町が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）に基づき、提出書類を公開することがある。

## 11 事務局（問い合わせ先）

東郷町企画部企画情報課企画政策係

所在地 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話 0561-56-0716（ダイヤルイン）

メール tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp